

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 2 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核都市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「自転車関連事故に係る分析」資料の送付について

平素より、当省の交通安全・防犯教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

4月から新年度・新学期が始まり、児童生徒等の環境変化に伴う事故の増大等が懸念される所、平成31年4月12日事務連絡「児童生徒等の通学時の安全確保について」の別添資料「歩行中児童の交通事故の特徴等について」の分析データを活用しながら、児童生徒等の安全確保には格段の御尽力をいただいていることと思います。

前回資料に引き続き、この度、「自転車関連事故に係る分析」について、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。

これによると、

- 死亡・重傷事故は減少傾向
- 対自動車事故が全体の約8割で、うち約6割が出合い頭
- 対歩行者事故は自転車側の4割弱が10代、歩行者側の約6割が高齢者
- 児童・生徒では、高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い
- 死傷者のうちヘルメット着用者率は中学生で約4割、高校生・全体では1割未満
- 死亡・重傷事故において自転車を運転していた児童・生徒の約8割に法令違反あり

などの特徴が見られます。

また、5月11日(土)から同月20日(月)までの10日間には、「2019年春の全国交通安全運動」が実施されることとなりますが、本運動の全国重点を踏まえながら、引き

続き児童生徒等の安全確保に御協力をお願いいたします。

なお、各都道府県警察に対しては警察庁から同様の内容が周知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校に対して、附属学校を置く国立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、所管の高等専門学校に対して、厚生労働省の専修学校所管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県・指定都市・中核都市認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (2695) fax : 03-6734-3794

平成31年4月25日
警察庁交通局

2019年春の全国交通安全運動の実施について

1 実施期間

5月11日(土)から同月20日(月)までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(2) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定めることができる。

(3) 警察における重点的取組

各都道府県警察における交通事故実態等についての分析結果を基に、地域の実情を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策を実施

4 自転車関連事故に係る分析

(1) 自転車関連事故に係る分析

- 死亡・重傷事故は減少傾向
- 対自動車事故が全体の約8割で、うち約6割が出会い頭
- 児童・生徒では、高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い
- 対歩行者事故は自転車側の4割弱が10代、歩行者側の約6割が高齢者
- ヘルメット着用者率は中学生で約4割、高校生・全体では1割未満
- 児童・生徒の約8割に法令違反あり

(2) 上記分析結果等を踏まえた取組

- 交通安全教育・広報啓発活動の推進
関係機関・団体等と連携しつつ、自転車の交通安全教育・広報啓発活動を推進し、法令遵守とヘルメット着用を促進
- 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車関連事故に係る分析

平成31年4月25日
警察庁交通局

1 自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移
(平成20年～平成30年)

自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

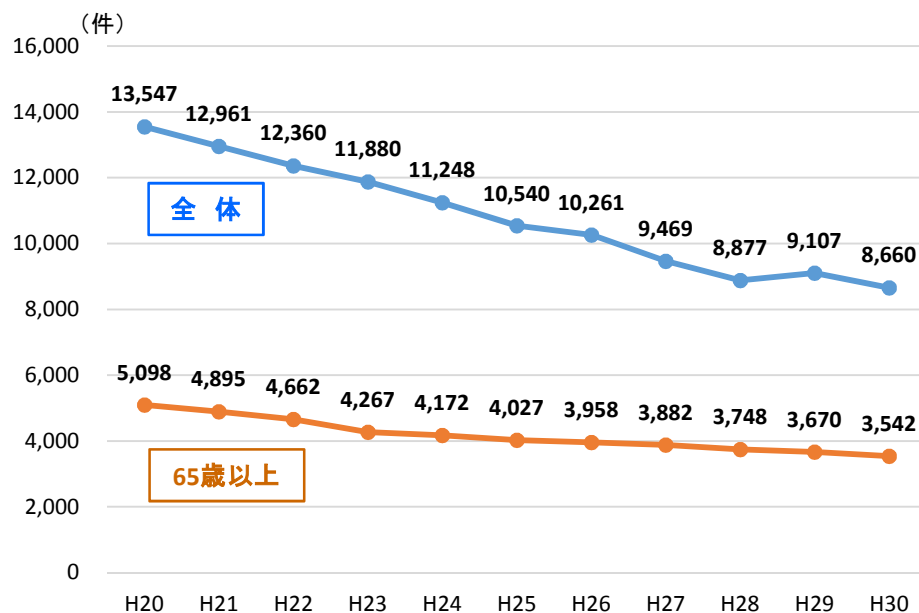
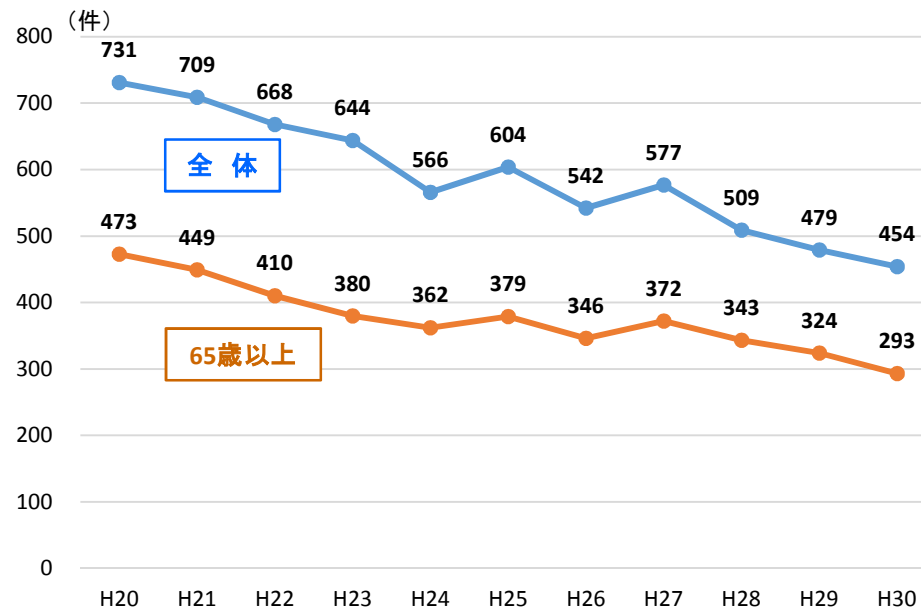


図 自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移
(平成20年～平成30年)

自転車関連死亡事故件数の推移



		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H20年比較
死亡重傷事故	全体	13,547	12,961	12,360	11,880	11,248	10,540	10,261	9,469	8,877	9,107	8,660	0.64
	65歳以上	5,098	4,895	4,662	4,267	4,172	4,027	3,958	3,882	3,748	3,670	3,542	0.69
うち死亡事故	全体	731	709	668	644	566	604	542	577	509	479	454	0.62
	65歳以上	473	449	410	380	362	379	346	372	343	324	293	0.62

注 自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故の件数であり、同じ条件の自転車乗用者の相互事故は1件として計上した。以下同じ。

2 相手当事者別件数、事故類型別「自転車対自動車」事故件数

図 相手当事者別自転車関連死亡・重傷事故（第1・第2当事者）件数
（平成26年～平成30年合計）

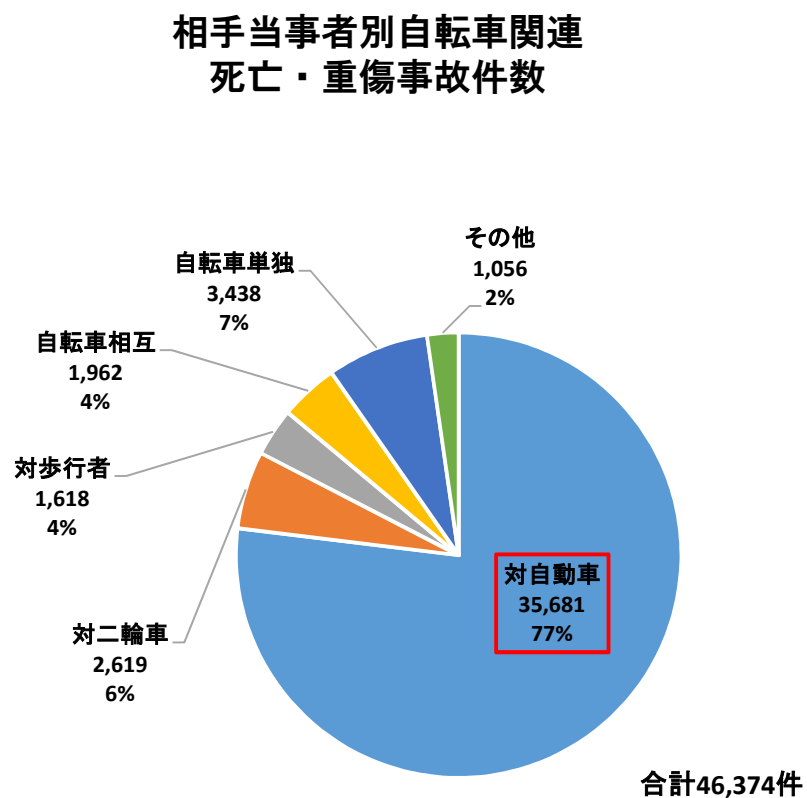
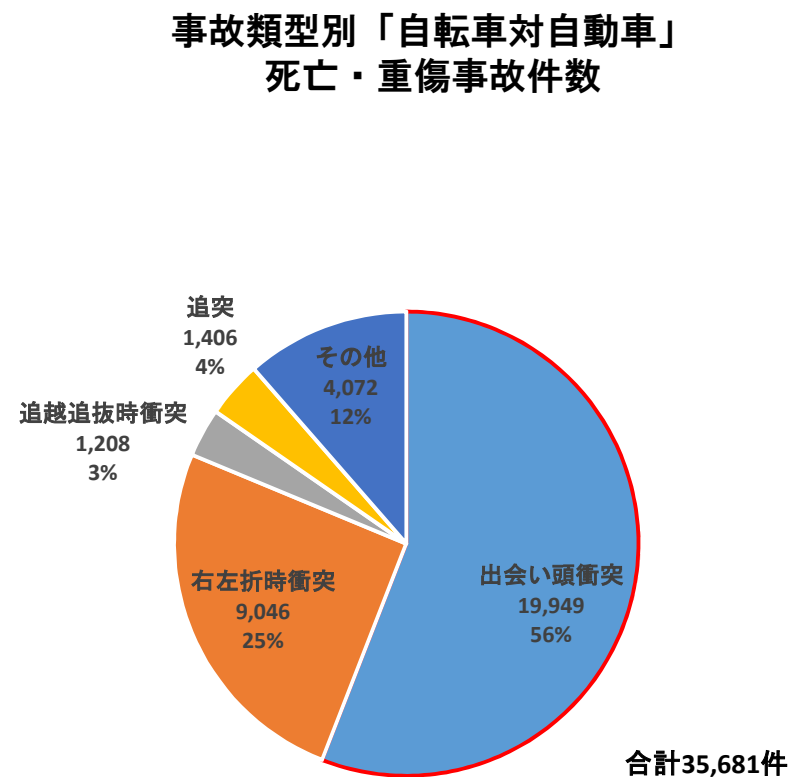


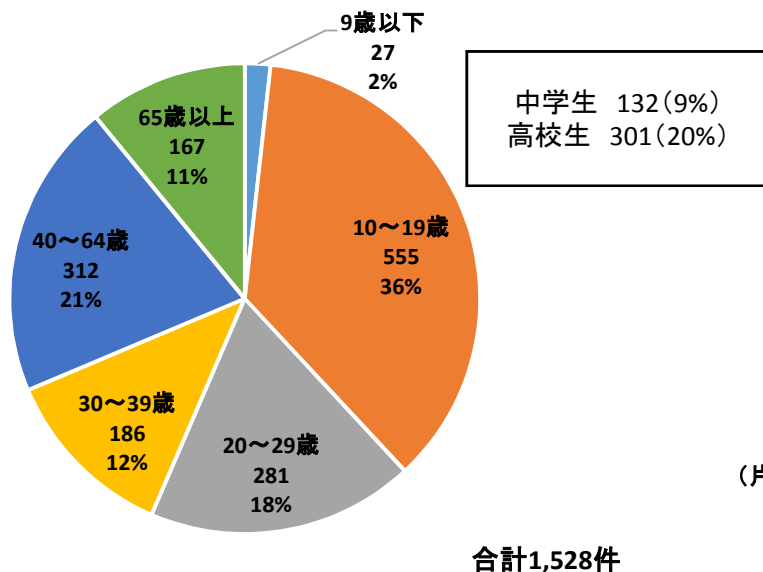
図 事故類型別「自転車対自動車」死亡・重傷事故（第1・第2当事者）
件数（平成26年～平成30年合計）



3 「自転車対歩行者」事故の年齢層別衝突地点別件数

図 「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における自転車運転者(第1・第2当事者)の年齢層別件数(平成26年～平成30年合計)

「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における自転車運転者の年齢層別件数



(参考)「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における歩行者の年齢層別件数(平成26年～平成30年合計)

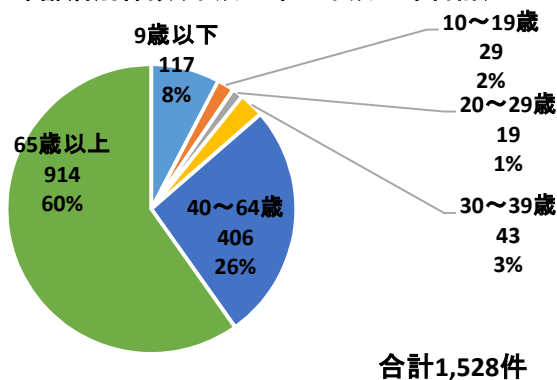
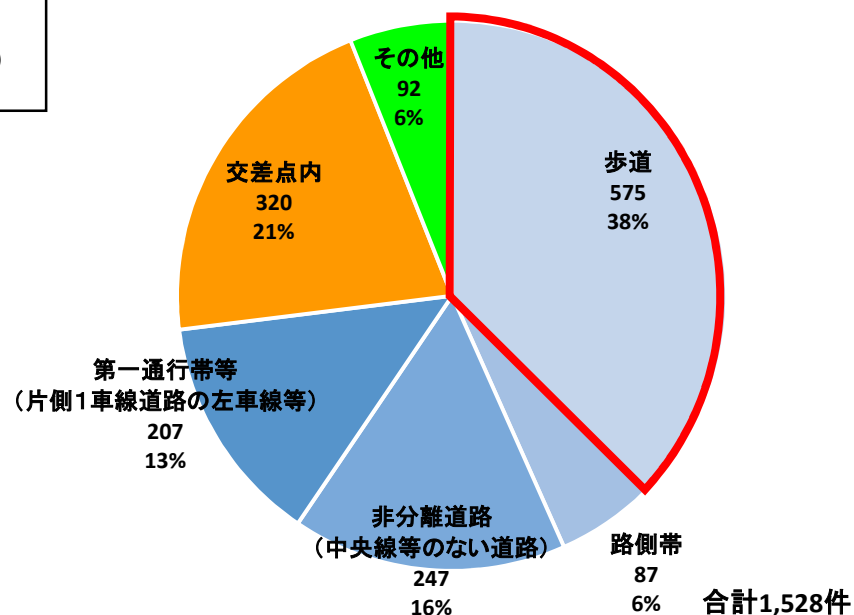


図 「自転車対歩行者」事故(自転車第1・第2当事者)のうち歩行者死亡・重傷事故における衝突地点別件数(平成26年～平成30年合計)

「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における衝突地点別件数



注・「路側帯」とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路側寄りに、道路標示(白線)によって区画された部分をいう。
 ・「非分離道路」とは、中央線等により道路の中央が定められていない道路をいう。
 ・「第一通行帯」とは、中央線等により車両通行帯の設けられている道路の最も左側の通行帯をいう。

4 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成20年～平成30年)

児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

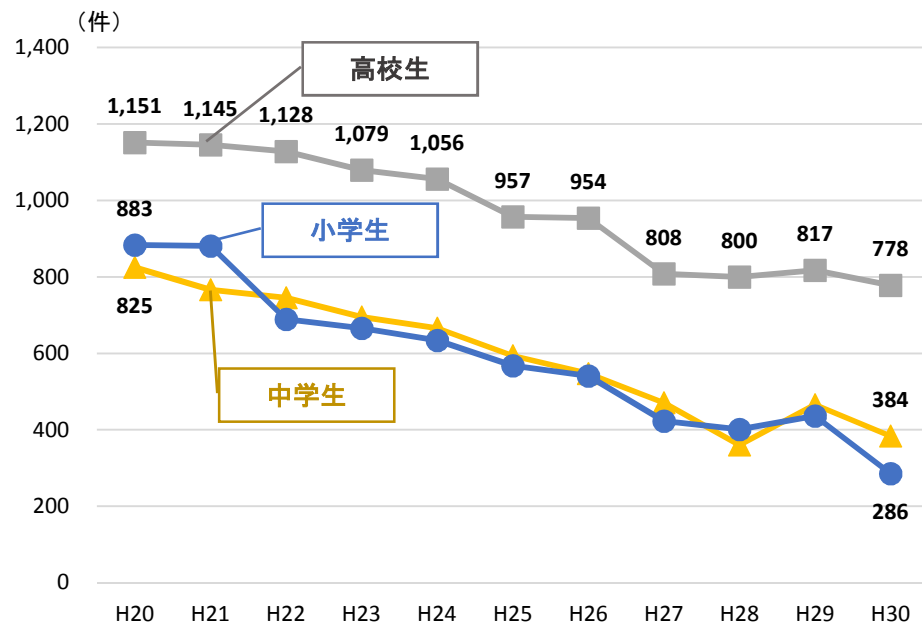
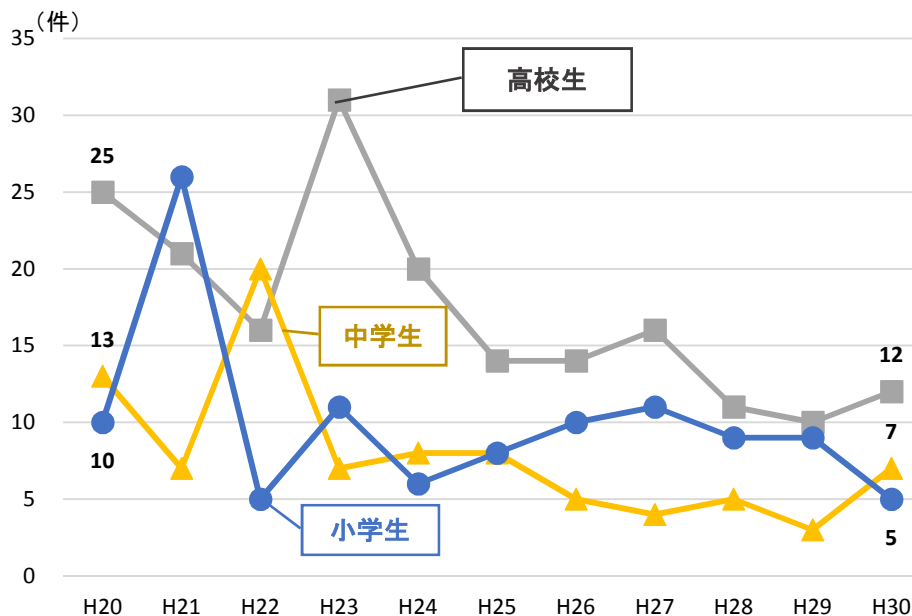


図 児童・生徒の自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成20年～平成30年)

児童・生徒の自転車関連死亡事故件数の推移

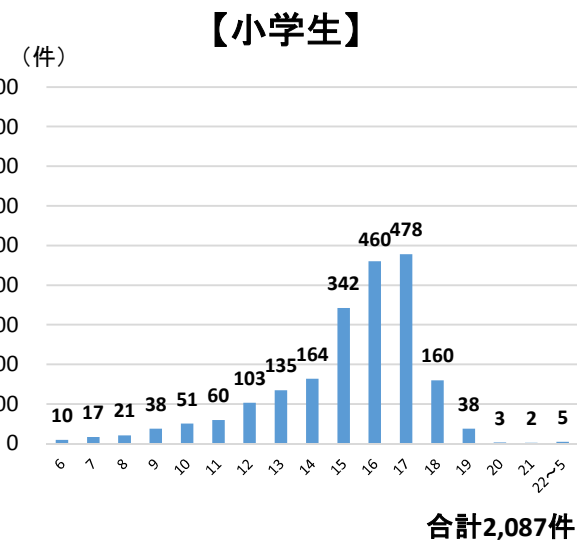
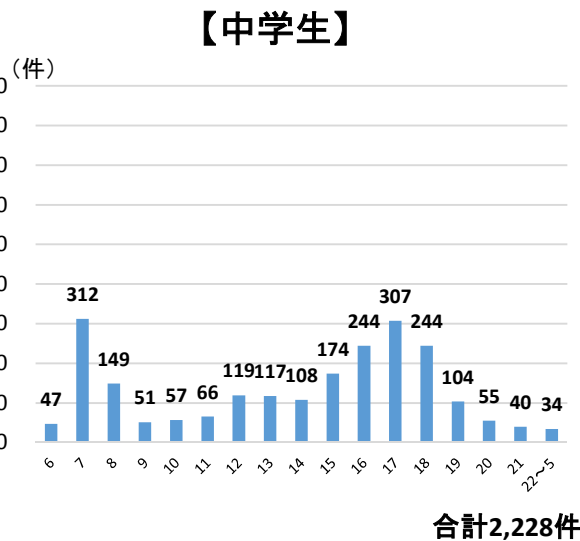
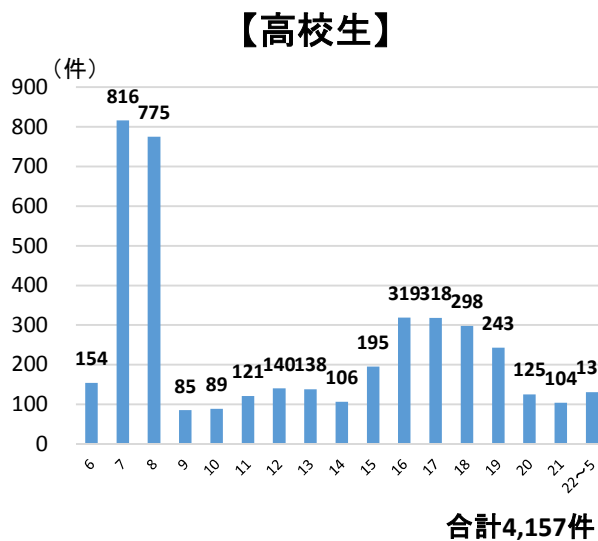
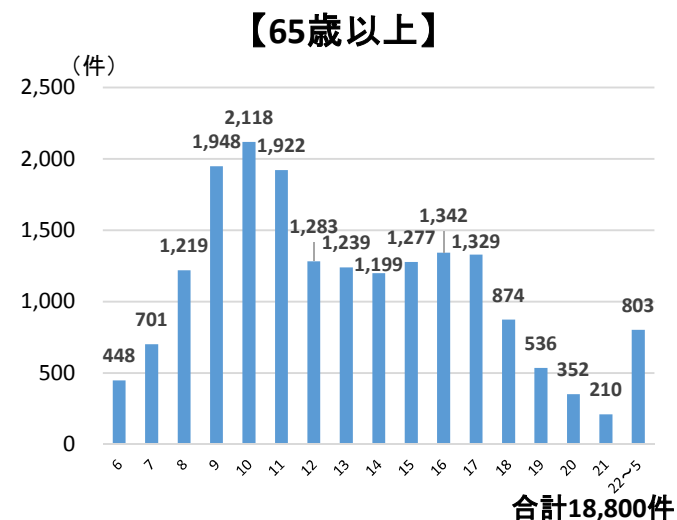
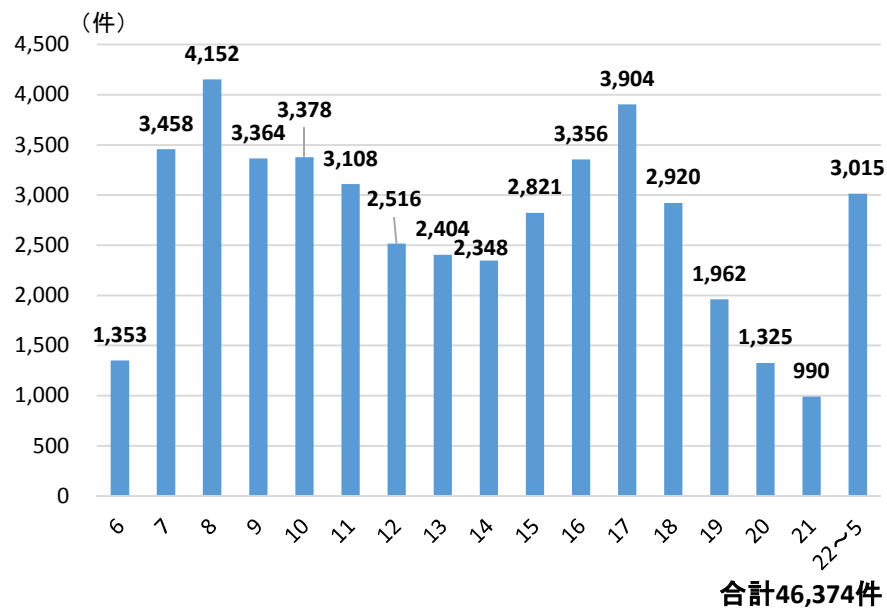


		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H20年比較
死亡重傷事故	高校生	1,151	1,145	1,128	1,079	1,056	957	954	808	800	817	778	0.68
	中学生	825	766	745	695	666	594	547	471	360	466	384	0.47
	小学生	883	881	689	666	634	568	541	423	401	436	286	0.32
うち死亡事故	高校生	25	21	16	31	20	14	14	16	11	10	12	0.48
	中学生	13	7	20	7	8	8	5	4	5	3	7	0.54
	小学生	10	26	5	11	6	8	10	11	9	9	5	0.50

5 時間帯別自転車関連死亡・重傷事故件数

図 時間帯別自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数(平成26年～平成30年合計)

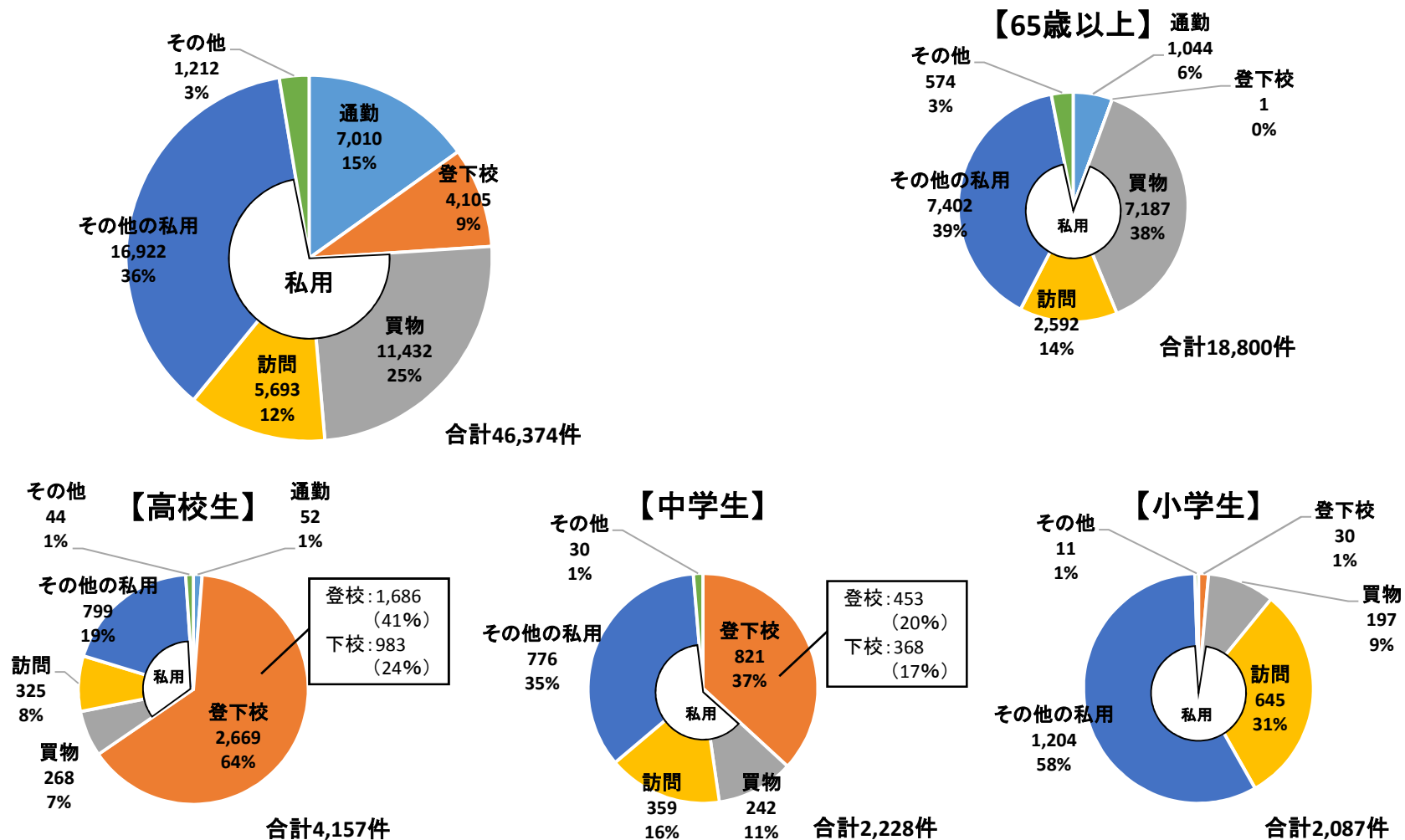
時間帯別自転車関連死亡・重傷事故件数



6 通行目的別自転車関連死亡・重傷事故件数

図 通行目的別自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数(平成26年～平成30年合計)

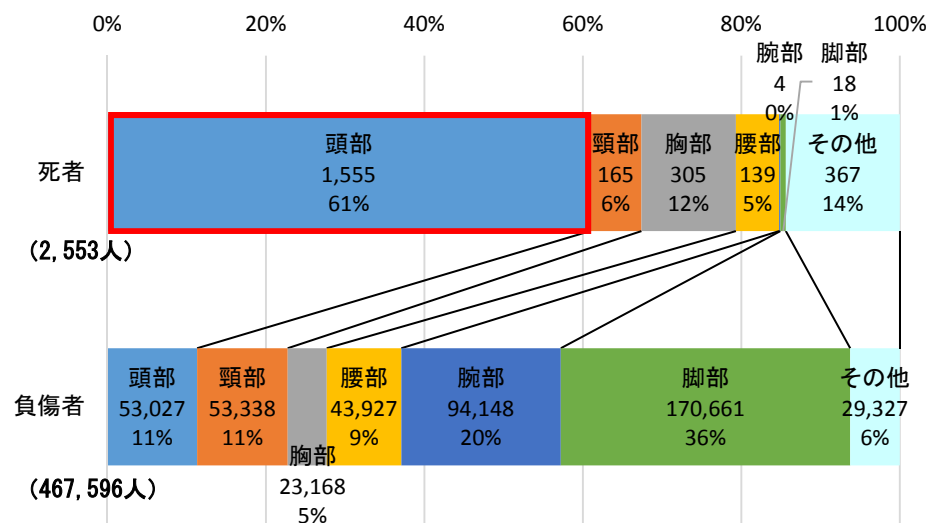
通行目的別自転車関連死亡・重傷事故件数



7 自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位、ヘルメット着用状況別の人身損傷主部位

図 自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位比較
(平成26年～平成30年合計)

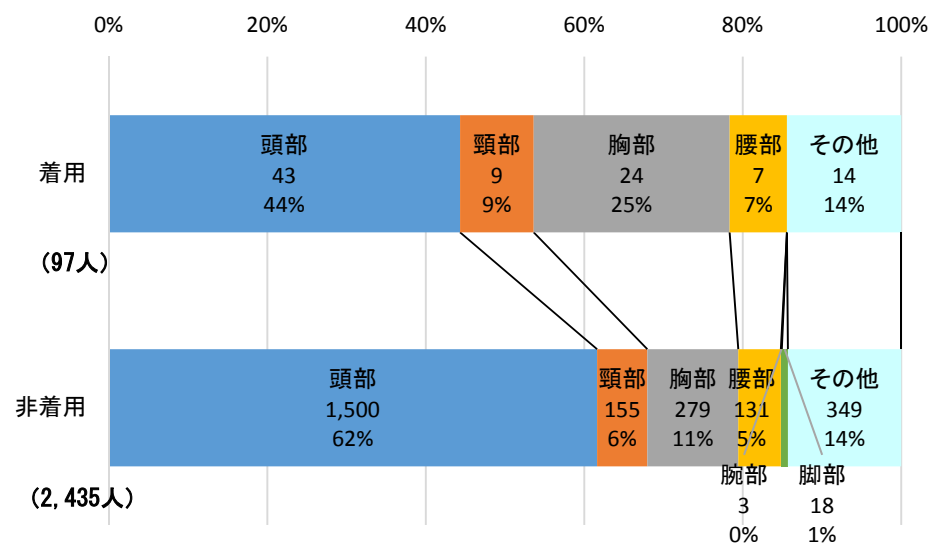
自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位比較



注・「人身損傷主部位」とは、損傷程度が最も重い部位（死亡の場合は致命傷の部位）をいう。
・「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

図 ヘルメット着用状況別自転車乗用中死者の人身損傷主部位比較
(平成26年～平成30年合計)

ヘルメット着用状況別自転車乗用中死者の人身損傷主部位比較

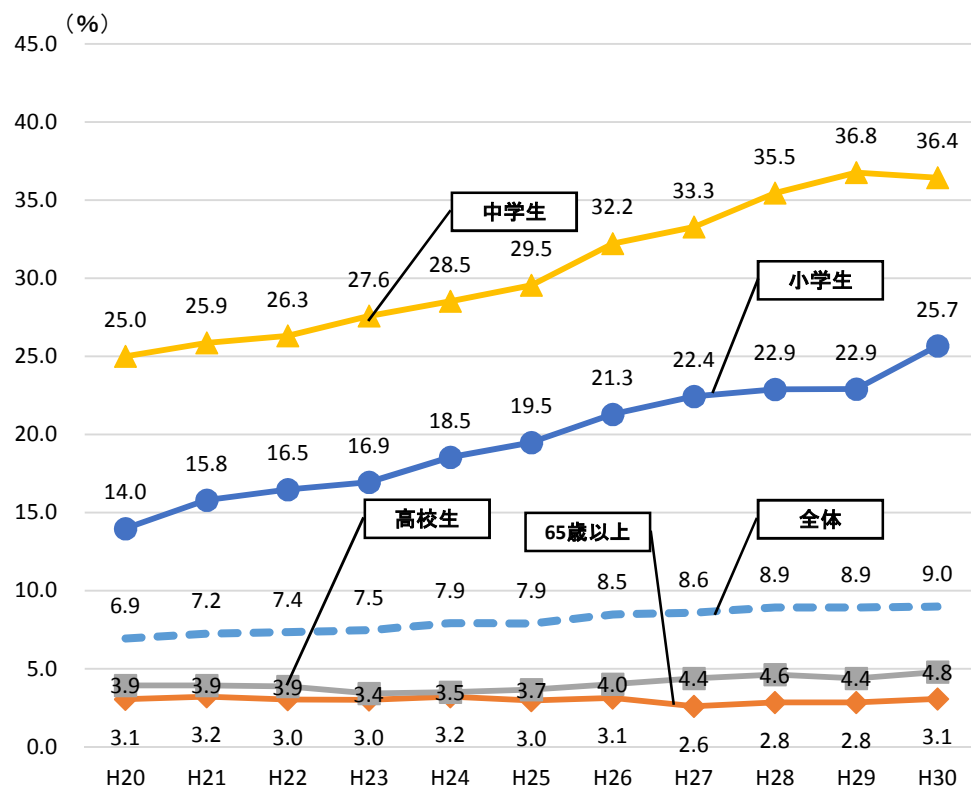


注・「着用不明」は除く。

8 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用者率の推移、ヘルメット着用状況別の致死率

図 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用者率の推移
(平成20年～平成30年)

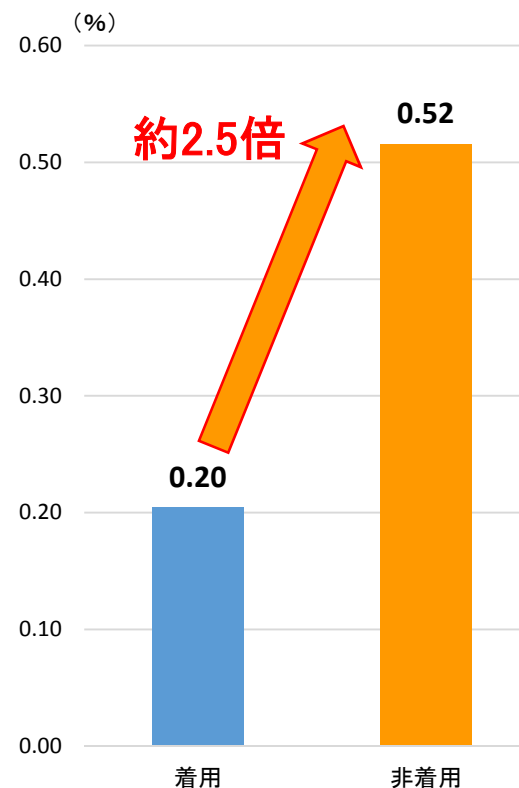
ヘルメット着用者率（死傷者）の推移



注・「ヘルメット着用者率（死傷者）」とは、自転車乗用中の死傷者のうち、ヘルメット着用者の割合をいう。

図 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率比較
(平成21年～平成30年合計)

ヘルメット着用状況別の致死率

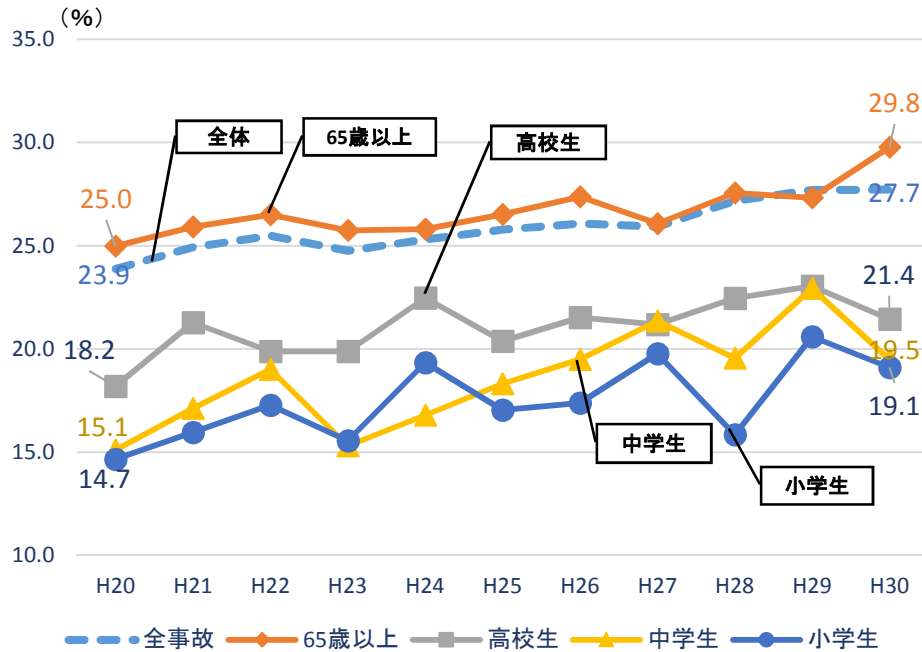


注・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

9 自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者の法令違反なし構成率の推移、児童・生徒の法令違反件数

図 自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者(第1・第2当事者)の法令違反なし構成率の推移(平成20年～平成30年)

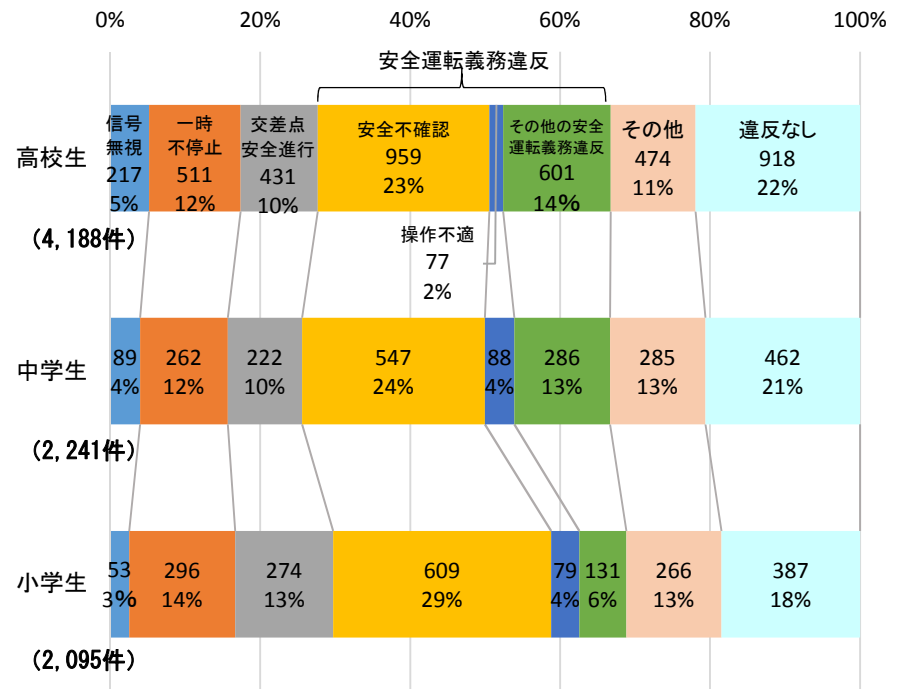
自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者の法令違反なし構成率の推移



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H20年比較
全体	23.9	24.9	25.5	24.8	25.3	25.8	26.1	25.9	27.2	27.7	27.7	1.16
65歳以上	25.0	25.9	26.5	25.7	25.8	26.5	27.4	26.1	27.6	27.3	29.8	1.19
高校生	18.2	21.3	19.9	19.9	22.5	20.4	21.5	21.2	22.5	23.0	21.4	1.18
中学生	15.1	17.1	19.0	15.3	16.8	18.3	19.5	21.4	19.6	22.9	19.5	1.29
小学生	14.7	16.0	17.3	15.5	19.3	17.0	17.4	19.8	15.8	20.6	19.1	1.30

図 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者(第1・第2当事者)の法令違反件数(平成26年～平成30年合計)

児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者の法令違反件数



- 信号無視
- 一時不停止
- 交差点安全進行
- 安全不確認
- 操作不適
- その他の安全運転義務違反
- その他
- 違反なし

注・ 法令違反件数は第1・第2当事者の合計である。